

議案第34号

上越市都市公園条例の一部改正について

上越市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月26日提出

上越市長 村山秀幸

上越市都市公園条例の一部を改正する条例

上越市都市公園条例（昭和46年上越市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2(3)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(3) 公園の占用

区分		単位	金額
電柱その他これに類するもの	第1種電柱	1本につき1年	540円
	第2種電柱		830円
	第3種電柱		1,100円
	第1種電話柱		480円
	第2種電話柱		770円
	第3種電話柱		1,100円
	その他の柱類		48円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	43円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		58円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		120円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		290円
	外径が1メートル以上のもの		580円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	960円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	400円

競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占有期間が1月未満の場合	占有面積1平方メートルにつき1日	21円
	占有期間が1月以上の場合	占有面積1平方メートルにつき1日	19円
標識		1本につき1年	770円
工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設		占有面積1平方メートルにつき1月	190円
土石、竹木その他の工事用材料の置場		占有面積1平方メートルにつき1月	190円
保育所その他の社会福祉施設		占有面積1平方メートルにつき1年	財産台帳評価額(1平方メートル当たり)に100分の5を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占有に係る使用料について適用し、同日前に徴収すべき占有に係る使用料については、なお従前の例による。